

佐久市立佐久平浅間小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日現在

1 いじめに対する基本的な考え

(1) いじめとは

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

※個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。些細なできごとであっても軽視せず、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけて考えていく。

(2) 本校の実態及び課題

①実態…「児童への集団によるからかい」

②課題…・陰湿ないじめは見られないが、弱い立場の児童への集団でのからかい等が認められる。
・こころない言葉や乱暴な行動が友だちに対しても見られる。

(3) いじめ防止対策の目指す方向

- (1) すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

※「いじめ」は潜在化する。「いじめ」を見抜く感性を、私たちは磨けているだろうか。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起きにくい学校・学級づくり

① 違いや多様性を尊重する教師

- ・いじめは、異質なものを排除しようとする同質原理の集団（協調性を求める学級）で起きる。
- ・休み時間にやりたいことが分かれること、議論で意見が分かれること、学習に得意不得意があること、落ち着いていることや気持ちを察することが苦手な者がいること、言葉遣いや常識が多数派と異なる者がいること等が尊重されること等、教師の側に異質原理を尊重する明確な意識と様々な技術が求められる。

② 日々の授業の充実

- ・三観点（特に学習課題）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習の工夫と人権教育の充実。

③ 児童生徒が主体的に取り組む活動や体験活動の位置づけ

- ・児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。（生活科・総合の時間の充実、学級の宝の時間の充実）
- ・児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。（集会活動）
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。（交流活動・地域の教育力の活用）

■ いじめを生まない教師としての心構え

○学級担任として

- ・親和的な集団づくり

笑顔あふれる学級

「先生が私のことを分かってくれている」という安心感や充実感は、他者を思いやる心のゆとりを生みます。子どもたち相互の関係が温かなものになっていく基盤には、担任との深い信頼関係がなくてはなりません。

- ・個性を尊重する姿勢

学級の児童との人間関係の中心に立つ担任は、個性豊かな児童全員と相互関係を築き、一人一人についての「子ども理解」をもつ必要があります。子ども一人一人との時間を確保し、自己や他者への理解、集団づくり等をテーマに本音で話し合いをもつことが、学級づくりの柱となります。

- ・学校行事への主体的な取り組み

学級の子ども一人一人の気持ちを大切にしている担任の姿勢が理解されている親和的な学級では、行事の取り組みで芽生えるリーダーの不満やいらだちを受けとめようとする動きが子どもたちの中に生まれます。なかなか協力できない子どもが出てきても、その子どもの気持ちを分かろうとする子どもたちの姿勢が集団をよい方向に引っ張っていきます。子どもが主体的に危機を乗り越えようとする意欲が育ちます。

一方、権威や罰をちらつかせる権威的な指導をベースに行事の取り組みを進める場合、子どもは裏と表を使い分け、強者の前では取り繕い、弱者には威圧的になる真理を学ぶこととなります。また、学級担任自身が明確な指導目標をもたずに、意欲に欠け、自主という言葉のもとに子どもを放任した場合、子どもの利己的な欲求が肥大化し、勝手気ままな集団が形成されてしまいます。

- ・児童生徒に「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。

○授業の中でできること

- ・授業は子どもと共に学ぶ姿勢で

子どもと共に創る授業

毎日の授業に取り組む私たち自身、子どもの豊かな発想や感覚に感銘を受けたり、子どもに教えられたりした経験が多々あります。子どもたちにとっても教師にとっても、「授業の楽しさ」は新鮮な感覚や発想、また心のやりとりの中に見いだすことができます。

しかし、いつの間にか余裕をなくし「分からせよう」と肩に力が入った教師主導型の授業に落ち込み、ストレスを高めている現実もあります。教師自身、「子どもと共に学ぼう」「子どもの反応から学ぼう」という姿勢に立ち戻ることが、子どもの主体的な学習を進める出発点です。

- ・授業が「いじめ」をあおる場合

例えば学習班の競争は、ともすると能率主義、効率主義に陥り、お互いを認め合うどころか、立場の悪い者への批判を定着させてしまう危険性があります。これは、教師の余裕をなくした教え込み方の授業の産物ともいえます。まして、教師の「まだできないの?」「いつもおまえだな」「だめな班だな」など、不用意な言動が加わると一層です。露骨に「こんな態度は減点だ」等という発言は、子ども同士の競争をあおり、相互不信を定着させてしまうもので、授業をしているとは言えません。

- ・一人一人が大切にされる魅力ある授業

魅力ある授業の展開には、「個性の尊重」「相互理解」という視点が重要です。子どもの発想や感覚を新鮮なものに感じる教師の感性は、生き生きと自らの感覚や発想を表現する子どもの活動を導き出します。個性的な感覚や発想が教師によって受けとめられて、初めて子どもは落ち着いて自らの学習課題を見付け出していきます。適切な教師の支援によって課題解決に取り組み、学習成果を発表できるようになります。

「あの発表の仕方は面白い」「あの言い方をしてくれたからよく分かった」など、学習の過程において子どもが相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場面を工夫することが大切です。教師だけでなく多くの仲間から自分の取り組みが受けとめてもらえたと子どもが実感したとき、授業は魅力あるものになります。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 日常活動を通じた早期発見

- ・児童生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や教科会での情報交換。
- ・ネット上でのいじめ発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う。
また、未然防止の観点から児童への情報モラル教育の推進と、保護者に対する啓発。
- ・相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

(2) 相談体制の充実

- ・児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。
- ・相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ・スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ・教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施。
- ・校内の「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有。

(3) アンケートやチェックリストの活用

- ・無記名式など回答方法に配慮した調査による児童の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
- ・児童一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
- ・チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
- ・保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼。

(4) 校内いじめ・不登校委員会の組織と機能的な活動

① 組織…校長（全体統括・全体指導）、教頭（窓口、統括、外部機関との連絡連携）

教務主任（年間計画の作成調整・検証）、児童指導係（個別のいじめ事案への対応）

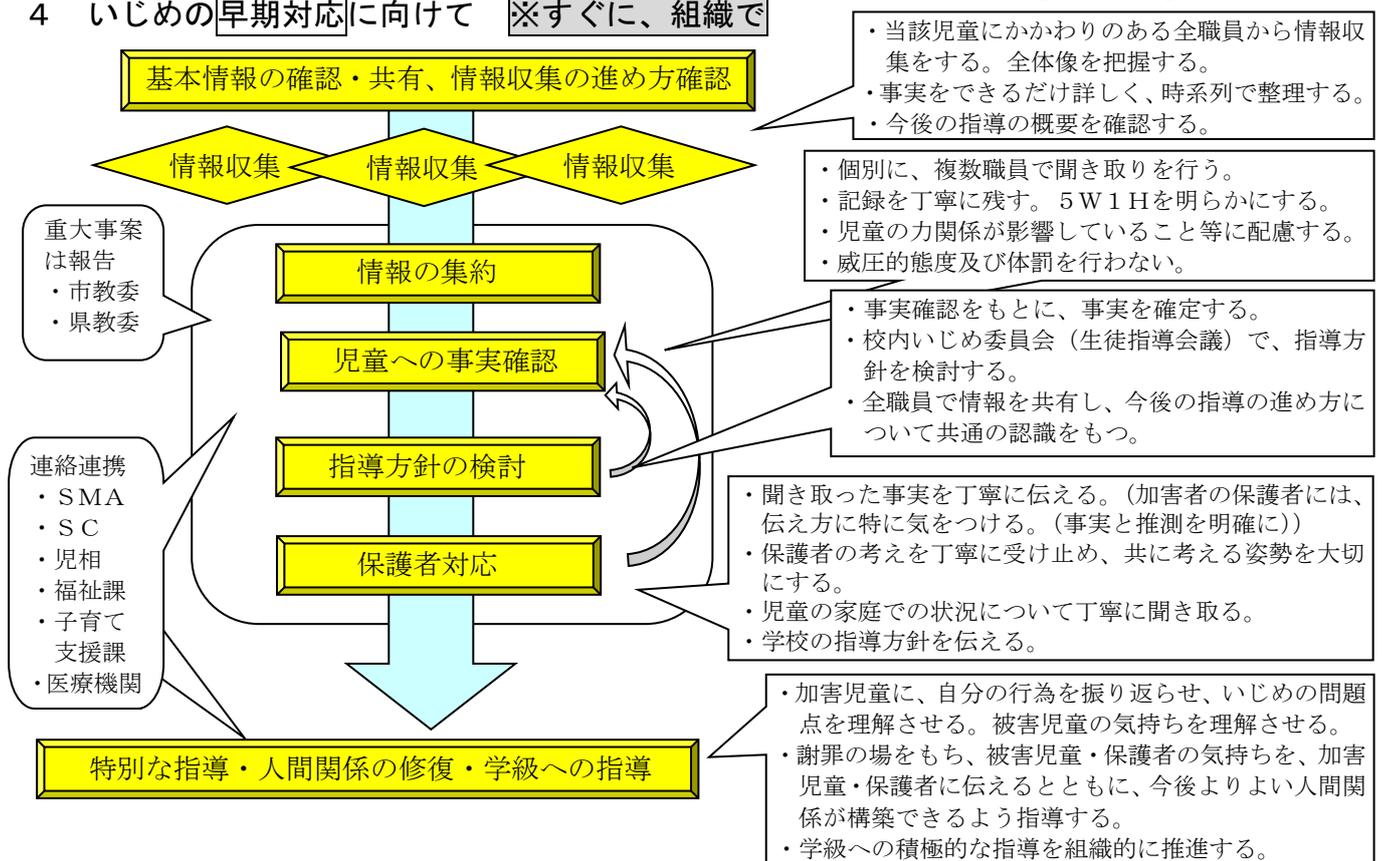
養護教諭（いじめ事案への対応・相談窓口）、学年主任（各学年の取組・個別事案の対応）

② 機能的な活動に向けて

- ・職員会や教務学年主任会での児童理解や情報の共有
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく PDCA サイクルでの検証
- ・児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口
- ・児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核

4 いじめの早期対応に向けて ※すぐに、組織で

【ポイント】



5 重大事態への対応

いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

- (1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ・年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告
迅速かつ適正に組織的対応。（『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（県教委 H24.1）参考）
 - ② 直ちに教職員の共通理解を図り、速やかに「校内いじめ不登校委員会」を中核に対応チームを組織。
 - ③ 関係児童生徒への事実確認、関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
 - ④ 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
 - 報道対応・窓口は、学校長に一本化する。
 - いじめられた児童生徒の安心・安全の確保
 - ・「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。
 - ・学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
 - いじめた児童生徒への指導
 - ・いじめを完全に止めるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導の継続。

6 いじめ対応「年間指導計画」

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	地域・保護者との連携
4月	○学校いじめ防止基本方針の内容確認 ■学級の宝の時間 ■交流・集会 ■日記等を通じた対話	○いじめ相談窓口（保健室）の児童・保護者への周知 ・身体測定 ・支部子ども会、集団登下校 ・こすもす・おひさま保護者懇談会	・授業参観 ○PTA総会 学年・学級懇談会
5月	○なかよし週間 ・なかよし清掃 ○学年・学級経営案の作成	○なかよし週間 ・校長講話 ・いじめアンケートの実施	○民生児童委員懇談会 ○安全確保を考える会
6月	○さわやか運動会 ○知恵の木ウィーク		○さわやか運動会
7月		○Q-U検査① ・児童との教育相談	・授業参観 ○家庭訪問（全校）
8月			
9月	○学校保健委員会・研修 ○知恵の木ウィーク		・授業参観
10月	○全国学力学習状況調査分析研修 ○音楽会		○音楽会
11月	○なかよし月間 ・なかよし清掃 ○読書旬間 ・ペア読書	○なかよし月間 ・校長講話 ・いじめアンケートの実施	・授業参観 ○人権教育講演会 ○いじめ防止サミット ○いじめ不登校対策研修
12月		○Q-U検査② ・児童との教育相談	○個別懇談会 ○学校評価アンケート
1月	○いのちの授業（保健指導）	○学校評価アンケート分析	
2月	○学級経営案振り返り		○授業参観 ○学級懇談会
3月	○6年生を送る会		○卒業式

